

議第 118 号

下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

第三次総合計画の効果的な推進を図るための組織再編を行うことに伴い、当該条例を改正するもの。

下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例

(下呂市行政組織条例の一部改正)

第1条 下呂市行政組織条例（平成16年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(部等の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次のとおり市長の直近下位の内部組織（以下「部等」という。）</u>を置く。</p> <p>（1）<u>市長直轄組織</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）<u>総合政策部</u></p> <p>（4）<u>市民生活部</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）<u>健康医療部</u></p> <p>（7）<u>農林環境部</u></p> <p>（8）<u>観光文化スポーツ部</u></p> <p>（9）<u>基盤整備部</u></p>	<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市に次の部を置く。</u></p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>まちづくり推進部</u></p> <p>（3）<u>地域振興部</u></p> <p>（4）<u>市民保健部</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）<u>農林部</u></p> <p>（7）<u>観光商工部</u></p> <p>（8）<u>建設部</u></p> <p>（9）<u>環境部</u></p>
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 <u>各部等</u>の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>市長直轄組織</u></p> <p>ア <u>市長秘書</u>に関すること。</p> <p>イ <u>広報・広聴</u>に関すること。</p> <p>（2）<u>総務部</u></p> <p>ア <u>法令・行政一般・行政改革</u>に関すること。</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 <u>各部</u>の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>総務部</u></p> <p>ア <u>行政一般・広報</u>に関すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ <u>国際交流・国及び県との連携調整</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>情報化施策・D X (デジタルトランスフォーメーション)</u>に関すること。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>財政</u>に関すること。</p> <p>ク <u>財産管理・契約</u>に関すること。</p>	<p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>市長秘書・広聴</u>に関すること。</p> <p>オ <u>市長特命・政策</u>に関すること。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>住民税・国民健康保険税</u>に関すること。</p> <p>ク <u>固定資産税</u>に関すること。</p> <p>ケ <u>諸税・収納</u>に関すること。</p>
<p>(3) <u>総合政策部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>都市政策・都市計画</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>統計・産官学連携</u>に関すること。</p> <p>エ <u>企業版ふるさと寄附</u>に関すること。</p> <p>オ <u>総合交通施策</u>に関すること。</p> <p>カ <u>商工振興・中小企業等振興・企業誘致・雇用促進</u>に関すること。</p> <p>キ <u>ふるさと寄附</u>に関すること。</p> <p>ク <u>地域政策・人口減少対策・関係人口対策</u>に関すること。</p>	<p>(2) <u>まちづくり推進部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>財政</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>財産管理及び契約</u>に関すること。</p> <p>エ <u>情報化施策・D X (デジタルトランスフォーメーション)</u>に関すること。</p> <p>オ <u>総合交通施策・公営住宅</u>に関すること。</p> <p>カ <u>スポーツ (学校における体育に関することを除く。)</u>及び<u>公園</u>に関すること。</p>
<p>(4) <u>市民生活部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>市税 (住民税・固定資産税・国民健康</u></p>	<p>(3) <u>地域振興部</u></p> <p>ア <u>地域振興・移住定住</u>に関すること。</p> <p>イ <u>社会教育・文化芸術の振興</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>振興事務所連携</u>に関すること。</p>
	<p>(4) <u>市民保健部</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>保健衛生</u>に関すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>保険税・諸税)</u>に関すること。</p> <p>エ <u>市有債権の管理・収納</u>に関すること。</p> <p>オ <u>公営住宅・空き家対策</u>に関すること。</p> <p>カ <u>建築指導・耐震</u>に関すること。</p> <p>キ <u>景観・屋外広告物</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>健康医療部</u></p> <p>ア <u>保健衛生・健康増進</u>に関すること。</p> <p>イ <u>地域医療・診療所</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>金山病院の管理運営</u>に関すること。</p> <p>エ <u>小坂診療所の管理運営</u>に関すること。</p>	<p>エ <u>地域医療・診療所</u>に関すること。</p> <p>オ <u>金山病院の管理運営</u>に関すること。</p> <p>カ <u>小坂診療所の管理運営</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(7) <u>農林環境部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>地籍調査</u>に関すること。</p> <p>オ <u>環境保全・環境衛生・地球温暖化対策</u>に関すること。</p> <p>カ <u>環境施設の管理運営</u>に関すること。</p>	<p>(6) <u>農林部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>農地整備</u>に関すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ <u>治山・林道</u>に関すること。</p>
<p>(8) <u>観光文化スポーツ部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>スポーツ（学校における体育に関する</u> <u>ことを除く。）及び公園管理</u>に関するこ と。</p> <p>ウ <u>文化振興・文化財・博物館等の管理に</u> <u>関すること。</u></p> <p>エ <u>芸術祭の開催</u>に関すること。</p> <p>オ (略)</p>	<p>(7) <u>観光商工部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>商工振興・雇用促進・ふるさと納税に</u> <u>関すること。</u></p> <p>ウ (略)</p>
<p>(9) <u>基盤整備部</u></p> <p>ア <u>道路及び河川の管理</u>に関すること。</p>	<p>(8) <u>建設部</u></p> <p>ア <u>道路及び河川の管理・都市計画に</u> <u>すること。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ 用地交渉及び取得・官民境界に関すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 農地整備・治山林道に関すること。</p> <p>オ 浄化槽に関すること。</p>	<p>イ <u>建築・景観・空き家対策・公園の管理運営</u>に関すること。</p> <p>ウ 用地交渉及び取得・官民境界・<u>地籍調査</u>に関すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(9) 環境部</p> <p>ア <u>環境保全・環境衛生・地球温暖化対策・浄化槽</u>に関すること。</p> <p>イ 環境施設の管理運営に関すること。</p>

(下呂市振興事務所及び出張所設置条例)

第2条 下呂市振興事務所及び出張所設置条例（平成16年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市竹原支所</td><td>下呂市宮地288番地1</td><td>竹原、中原及び上原地区一円</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	下呂市竹原支所	下呂市宮地288番地1	竹原、中原及び上原地区一円	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市竹原出張所</td><td>下呂市宮地288番地1</td><td>竹原地区一円</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	下呂市竹原出張所	下呂市宮地288番地1	竹原地区一円
名称	位置	所管区域											
下呂市竹原支所	下呂市宮地288番地1	竹原、中原及び上原地区一円											
名称	位置	所管区域											
下呂市竹原出張所	下呂市宮地288番地1	竹原地区一円											

(下呂市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 下呂市特別職報酬等審議会条例（平成16年下呂市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務担当課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

(下呂市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正)

第4条 下呂市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成28年下呂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</u></p> <p>ア <u>下呂市禅昌寺歴史資料館</u></p> <p>イ <u>下呂市小坂郷土館</u></p> <p>ウ <u>下呂市小坂美術品展示館</u></p> <p>エ <u>下呂市下呂ふるさと歴史記念館</u></p> <p>オ <u>下呂市加藤素毛記念館</u></p> <p>カ <u>下呂市金山郷土館</u></p> <p>キ <u>下呂市馬瀬歴史民俗資料館</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 文化財の保護に関すること。</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

2 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成22年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（縦覧場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1）下呂市役所 <u>農林環境部</u> 環境施設課</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（縦覧場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1）下呂市役所 <u>環境部</u> 環境施設課</p> <p>（2）（略）</p>

改 正 後	改 正 前
2 (略)	2 (略)

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第176号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管理者の権限に属する事務を処理させるため、 基盤整備部を置く。	2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。

(下呂市文化財保護条例の一部改正)

4 下呂市文化財保護条例（平成16年下呂市条例第169号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(財産権等の尊重及び他の公益との調整)	(財産権等の尊重及び他の公益との調整)
第3条 <u>市長</u> は、この条例の執行に当たっては、 関係者の所有権、その他の財産権を尊重する とともに、文化財の保護と他の公益との調整 に留意しなければならない。	第3条 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「教育委員会」 という。）は、この条例の執行に当たっては、 関係者の所有権、その他の財産権を尊重する とともに、文化財の保護と他の公益との調整 に留意しなければならない。
(指定)	(指定)
第4条 <u>市長</u> は、市の区域内に所在する文化財 のうち、市にとって重要なものを、所有者又 は権原に基づく占有者の申請に基づき、又は その同意を得て、下呂市重要文化財（以下「市 重要文化財」という。）に指定することができる。 ただし、所有者又は権原に基づく占有 者が判明しない場合は、この限りでない。	第4条 <u>教育委員会</u> は、市の区域内に所在する 文化財のうち、市にとって重要なものを、所 有者又は権原に基づく占有者の申請に基 づき、又はその同意を得て、下呂市重要文化財 (以下「市重要文化財」という。)に指定す ることができる。ただし、所有者又は権原に に基づく占有者が判明しない場合は、この限 りでない。
2 <u>市長</u> は、前項の規定による指定をするとき は、その旨を公示するとともに、当該市重要	2 <u>教育委員会</u> は、前項の規定による指定をす るとときは、その旨を公示するとともに、当該

改 正 後	改 正 前
文化財の所有者に通知しなければならない。	市重要文化財の所有者に通知しなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。	4 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
(解除)	(解除)
第5条 市重要文化財がその価値を失ったとき、又は市内に所在しなくなったときその他特別の事由があるときは、 <u>市長</u> はその指定を解除することができる。	第5条 市重要文化財がその価値を失ったとき、又は市内に所在しなくなったときその他特別の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> はその指定を解除することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の場合には、 <u>市長</u> は、その旨を所有者に通知するものとする。	4 前項の場合には、 <u>教育委員会</u> は、その旨を所有者に通知するものとする。
5 市重要文化財の所有者は、第2項で準用する前条第2項の規定又は前項の規定による市重要文化財の解除の通知を受けたときは、速やかに、当該市重要文化財の指定書を <u>市長</u> に返付しなければならない。	5 市重要文化財の所有者は、第2項で準用する前条第2項の規定又は前項の規定による市重要文化財の解除の通知を受けたときは、速やかに、当該市重要文化財の指定書を <u>教育委員会</u> に返付しなければならない。
(管理又は修理に関する指示)	(管理又は修理に関する指示)
第6条 <u>市長</u> は、市重要文化財の所有者に対し、市重要文化財の管理又は修理に関し必要な指示をすることができる。	第6条 <u>教育委員会</u> は、市重要文化財の所有者に対し、市重要文化財の管理又は修理に関し必要な指示をすることができる。
(所有者の管理義務及び管理責任者)	(所有者の管理義務及び管理責任者)
第7条 市重要文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく <u>市長</u> の指示に従い、市重要文化財を管理しなければならない。	第7条 市重要文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく <u>教育委員会</u> の指示に従い、市重要文化財を管理しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)

改 正 後	改 正 前
(届出及び現状変更等の制限)	(届出及び現状変更等の制限)
第8条 市重要文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる場合には速やかに <u>市長</u> に届け出なければならない。	第8条 市重要文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる場合には速やかに <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
2 所有者又は管理責任者は、市重要文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。	2 所有者又は管理責任者は、市重要文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。
(補助)	(補助)
第9条 市重要文化財の管理又は修理復旧につき、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないとき、その他特別の事情がある場合には、 <u>市長</u> は、所有者又は管理責任者の申請に基づき、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。	第9条 市重要文化財の管理又は修理復旧につき、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えないとき、その他特別の事情がある場合には、 <u>市</u> は、所有者又は管理責任者の申請に基づき、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。
2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>市長</u> はその補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示することができる。	2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>教育委員会</u> はその補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示することができる。
(公開)	(公開)
第10条 <u>市長</u> は、市重要文化財の所有者又は管理責任者に対し、1か月以内の期限を限って、 <u>市長</u> の行う公開の用に供するため、当該市重要文化財の出品を勧告することができる。	第10条 <u>教育委員会</u> は、市重要文化財の所有者又は管理責任者に対し、1か月以内の期限を限って、 <u>教育委員会</u> の行う公開の用に供するため、当該市重要文化財の出品を勧告することができる。
2 <u>市長</u> は、前項の規定による出品のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。	2 <u>市</u> は、前項の規定による出品のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p>	<p>(報告)</p> <p>第11条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p>
<p>(指定)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、市の区域内に所在する無形文化財のうち市にとって重要なものを、下呂市重要無形文化財（以下「市重要無形文化財」）に指定することができる。</p>	<p>(指定)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に所在する無形文化財のうち市にとって重要なものを、下呂市重要無形文化財（以下「市重要無形文化財」）に指定することができる。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による指定をする場合には、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体（市重要無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定しなければならない。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をする場合には、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体（市重要無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定しなければならない。</p>
<p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定はその旨を公示するとともに、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知しなければならない。</p>	<p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定はその旨を公示するとともに、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知しなければならない。</p>
<p>4 <u>市長</u>は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。</p>	<p>4 <u>教育委員会</u>は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。</p>
<p>5 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をした後においても当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として、認定するに足りるものがあると認めるときにはその者を保持者又は保</p>	<p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をした後においても当該市重要無形文化財の保持者又は保持団体として、認定するに足りるものがあると認めるときにはその者を保持者</p>

改 正 後	改 正 前
持団体として追加認定することができる。 6 (略) (解除) 第13条 市重要無形文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その指定を解除することができる。	又は保持団体として追加認定することができる。 6 (略) (解除) 第13条 市重要無形文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その指定を解除することができる。
2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その認定を解除することができる。	2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、その認定を解除することができる。
3・4 (略)	3・4 (略)・
5 前項の場合には、 <u>市長</u> はその旨を保持者又は保持団体に通知するものとする。	5 前項の場合には、 <u>教育委員会</u> はその旨を保持者又は保持団体に通知するものとする。
6 市重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者は、第3項で準用する前条第3項の規定又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該市重要無形文化財の認定書を <u>市長</u> に返付しなければならない。	6 市重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者は、第3項で準用する前条第3項の規定又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該市重要無形文化財の認定書を <u>教育委員会</u> に返付しなければならない。
7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。次条において同じ。）は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、 <u>市長</u> は、その旨を公示しなければならない。	7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。次条において同じ。）は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、 <u>教育委員会</u> は、その旨を公示しなければならない。

改 正 後	改 正 前
(保持者の氏名変更等) 第14条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、市重要無形文化財を保持する者である構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。	(保持者の氏名変更等) 第14条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、市重要無形文化財を保持する者である構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。
(補助) 第15条 <u>市長</u> は、市重要無形文化財の保護に関し、保持者又は保持団体の申請に基づきその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。	(補助) 第15条 <u>市</u> は、市重要無形文化財の保護に関し、保持者又は保持団体の申請に基づきその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。
(公開) 第16条 <u>市長</u> は、市重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市重要無形文化財を公開することを勧告することができる。 2 <u>市長</u> は、前項の規定による公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。	(公開) 第16条 <u>教育委員会</u> は、市重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市重要無形文化財を公開することを勧告することができる。 2 <u>市</u> は、前項の規定による公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。
(記録作成) 第17条 <u>市長</u> は、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものの保存のため必要があるときは、自ら記録の作成をすることができる。	(記録作成) 第17条 <u>教育委員会</u> は、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものの保存のため必要があるときは、自ら記録の作成をすることができる。

改 正 後	改 正 前
(指定)	(指定)
<p>第18条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを、所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市重要有形民俗文化財（以下「市重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを下呂市重要無形民俗文化財（以下「市重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p>	<p>第18条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを、所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市重要有形民俗文化財（以下「市重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを下呂市重要無形民俗文化財（以下「市重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p>
<p>2 前項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をするときは、<u>市長</u>はその旨を公示するとともに、当該有形民俗文化財の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をするときは、<u>教育委員会</u>はその旨を公示するとともに、当該有形民俗文化財の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 <u>市長</u>は、第1項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をしたときは、当該市重要有形民俗文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>	<p>4 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による市重要有形民俗文化財の指定をしたときは、当該市重要有形民俗文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(解除)</p>	<p>(解除)</p>
<p>第19条 市重要有形民俗文化財又は市重要無形民俗文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p>	<p>第19条 市重要有形民俗文化財又は市重要無形民俗文化財がその価値を失った場合、市内に所在しなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
(市重要有形民俗文化財の保護) 第20条 市重要有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。 2 <u>市長</u> は、市重要有形民俗文化財の保護上必要があると認められるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をすることができる。 (指定) 第22条 <u>市長</u> は、 <u>市の区域内</u> に所在する記念物のうち市にとって重要なものを所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市史跡、下呂市名勝又は下呂市天然記念物（以下「市記念物」と総称する。）に指定することができる。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 2 <u>市長</u> は、前項の規定による指定をするときは、その旨を公示するとともに、当該市記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。 3 (略) 4 <u>市長</u> は、第1項の規定による市記念物の指定をしたときは、当該市記念物の所有者に指定書を交付しなければならない。 (解除) 第23条 市記念物がその価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>市長</u> は、その	(市重要有形民俗文化財の保護) 第20条 市重要有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。 2 <u>教育委員会</u> は、市重要有形民俗文化財の保護上必要があると認められるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をすることができる。 (指定) 第22条 <u>教育委員会</u> は <u>市の区域内</u> に所在する記念物のうち市にとって重要なものを所有者又は権原に基づく占有者の申請に基づき又はその同意を得て、下呂市史跡、下呂市名勝又は下呂市天然記念物（以下「市記念物」と総称する。）に指定することができる。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 2 <u>教育委員会</u> は、前項の規定による指定をするときは、その旨を公示するとともに、当該市記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。 3 (略) 4 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による市記念物の指定をしたときは、当該市記念物の所有者に指定書を交付しなければならない。 (解除) 第23条 市記念物がその価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、

改 正 後	改 正 前
<p>指定を解除することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(土地異動の届出)</p> <p>第25条 市記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者又は管理責任者は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>その指定を解除することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(土地異動の届出)</p> <p>第25条 市記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者又は管理責任者は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(登録)</p> <p>第26条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する文化財（この条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）若しくは当該文化財の保持者、保持団体、技芸者又は技芸団体（以下この章において「保持者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得て下呂市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。</p>	<p>(登録)</p> <p>第26条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する文化財（この条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）若しくは当該文化財の保持者、保持団体、技芸者又は技芸団体（以下この章において「保持者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得て下呂市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定による登録をするときは、その旨を公示するとともに、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による登録をするときは、その旨を公示するとともに、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、第1項の規定による市登録文化財の登録をしたときは、所有者等又は保持者等に登録証を交付しなければならない。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による市登録文化財の登録をしたときは、所有者等又は保持者等に登録証を交付しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(登録抹消)</p> <p>第27条 市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合、市内に所在しなくなった場合、その他特別な事由があるときは、<u>市長</u>は、その登録を抹消することができる。</p>	<p>(登録抹消)</p> <p>第27条 市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合、市内に所在しなくなった場合、その他特別な事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その登録を抹消することができる。</p>
<p>2 市登録文化財の保持者等が心身の故障のため保持者又は技芸者として適当でなくなったと認められる場合、構成員の異動のため保持団体又は技芸団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、<u>市長</u>は、その登録を抹消することができる。</p>	<p>2 市登録文化財の保持者等が心身の故障のため保持者又は技芸者として適当でなくなったと認められる場合、構成員の異動のため保持団体又は技芸団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その登録を抹消することができる。</p>
<p>(設置)</p> <p>第28条 <u>市長</u>の附属機関として、下呂市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第28条 <u>教育委員会</u>の附属機関として、下呂市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第29条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認める事項を<u>市長</u>に建議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第29条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認める事項を<u>教育委員会</u>に建議する。</p>
<p>(審議会への諮問)</p> <p>第30条 <u>市長</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>(審議会への諮問)</p> <p>第30条 <u>教育委員会</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(組織)	(組織)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから <u>市長</u> が委嘱する。	3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱する。
4・5 (略)	4・5 (略)
(委任)	(委任)
第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市禪昌寺歴史資料館条例の一部改正)

5 下呂市禪昌寺歴史資料館条例（平成16年下呂市条例第170号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	2 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」といふ。）は必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(開館時間)	(開館時間)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入館を制限することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入館を制限することができる。
(入館の許可)	(入館の許可)
第5条 資料館に入館する者は、 <u>事前に市長</u> の許可を受けなければならない。	第5条 資料館に入館する者は <u>事前に教育委員会</u> の許可を受けなければならない。

改 正 後	改 正 前
<p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 観覧者及び資料を利用する者が故意又は過失によって、施設設備品又は展示品を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の定めるところにより、その損害を賠償させることができる。</p>	<p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 観覧者及び資料を利用する者が故意又は過失によって、施設設備品又は展示品を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の定めるところにより、その損害を賠償させることができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(下呂市小坂郷土館条例の一部改正)

6 下呂市小坂郷土館条例（平成16年下呂市条例第171号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>下呂市教育委員会</u>が定める。</p>

(下呂市小坂美術品展示館条例の一部改正)

7 下呂市小坂美術品展示館条例（平成18年下呂市条例第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休館日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第6条 展示館の開館時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第6条 展示館の開館時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し又は、退館させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し又は、退館させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(下呂市下呂ふるさと歴史記念館条例の一部改正)

8 下呂市下呂ふるさと歴史記念館条例（平成16年下呂市条例第172号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業)</p> <p>第3条 記念館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他市長</u>が必要と認める事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 記念館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他、教育委員会</u>が必要と認める事業</p>
<p>(休館日)</p> <p>第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他市長</u>が特に必要と認める日</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他教育委員会</u>が特に必要と認める日</p>
<p>(使用時間)</p> <p>第5条 記念館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第5条 記念館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>下呂市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更すること</p>

改 正 後	改 正 前
	ができる。
(入館料等)	(入館料等)
第6条 記念館への入館は、原則として無料とする。ただし、特別展等においては、 <u>市長</u> がその都度定める額の入館料を徴収することができる。	第6条 記念館への入館は、原則として無料とする。ただし、特別展等においては、 <u>教育委員会</u> がその都度定める額の入館料を徴収することができる。
2 (略)	2 (略)
	(損害の賠償)
第9条 観覧者及び資料を利用する者が自己の責によって、施設設備品又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、 <u>市長</u> の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。	第9条 観覧者及び資料を利用する者が自己の責によって、施設設備品又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、 <u>教育委員会</u> の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。
	(委任)
第10条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第10条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市金山郷土館条例の一部改正)

9 下呂市金山郷土館条例（平成16年下呂市条例第173号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 <u>市長</u> は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	2 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
	(開館時間)
第5条 郷土館の開館時間は、午前8時30分か	第5条 郷土館の開館時間は、午前8時30分か

改 正 後	改 正 前
ら午後5時15分までとする。ただし、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	ら午後5時15分までとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(委任)	(委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市加藤素毛記念館条例の一部改正)

10 下呂市加藤素毛記念館条例（平成16年下呂市条例第174号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用時間) 第5条 記念館の使用時間（使用時間には、その準備及び後始末に要する時間を含む。）は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。	(使用時間) 第5条 記念館の使用時間（使用時間には、その準備及び後始末に要する時間を含む。）は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。
(使用期間) 第6条 記念館の使用期間は、連続して3日を超えることはできない。ただし、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、使用期間を変更することができる。	(使用期間) 第6条 記念館の使用期間は、連続して3日を超えることはできない。ただし、 <u>教育委員会</u> が必要と認めたときは、使用期間を変更することができる。
(使用の許可) 第7条 記念館を使用できる者は、 <u>市長</u> が認める団体等とする。 2 前項に規定する団体等は、記念館を使用しようとするときは、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 3 <u>市長</u> は、記念館の管理上必要があると認め	(使用の許可) 第7条 記念館を使用できる者は、 <u>教育委員会</u> が認める団体等とする。 2 前項に規定する団体等は、記念館を使用しようとするときは、あらかじめ <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 3 <u>教育委員会</u> は、記念館の管理上必要がある

改 正 後	改 正 前
<p>るときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>4 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、前条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、記念館の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第9条 使用者は、記念館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号のほか、<u>市長</u>が指示する事項</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 使用者又は入館者が、自らの責めに帰すべき事由により記念館を損傷し、滅失したときは、<u>市長</u>の指示に従い、その損害を賠償</p>	<p>と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、次のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、記念館の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第9条 使用者は、記念館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号のほか、<u>教育委員会</u>が指示する事項</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 使用者又は入館者が、自らの責めに帰すべき事由により記念館を損傷し、滅失したときは、<u>教育委員会</u>の指示に従い、その損害</p>

改 正 後	改 正 前
しなければならない。	を賠償しなければならない。
(委任)	(委任)
第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

(下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部改正)

11 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例（平成16年下呂市条例第175号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 <u>市長</u> は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	2 <u>下呂市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」 <u>とい</u> う。）は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
(開館時間)	(開館時間)
第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(入館の許可)	(入館の許可)
第5条 資料館に入館しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。	第5条 資料館に入館しようとする者は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。
2 (略)	2 (略)
(委任)	(委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。

【参考資料】

下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

第三次総合計画の効果的な推進を図るための組織再編を行うことに伴い、当該条例を改正するものです。

2. 概要

- (1) 市長の権限に属する事務を分掌する内部組織を改正します。
(第 1 条の改正中第 1 条関係)
- (2) 各部で行う分掌事務を改正します。
(第 1 条の改正中第 2 条関係)
- (3) 出張所の名称を「竹原支所」に改正します。
(第 2 条の改正中別表第 2 関係)
- (4) 庶務担当課を組織再編に対応できるよう改正します。
(第 3 条の改正中第 6 条関係)
- (5) 市長が管理し、執行する教育に関する事務を改正します。
(第 4 条の改正中本則関係)
- (6) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。
(附則第 1 項関係)
- (7) この条例の改正に伴い、関係する条例を改正します。
(附則第 2 項から第 11 項関係)